

## 平成28年草加市議会12月定例会 市長提出議案等一覧

### 【議案】

- 第 71号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算（第3号）
- 第 72号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 73号議案 平成28年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 74号議案 平成28年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 75号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 76号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 77号議案 平成28年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 78号議案 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 79号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 80号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 81号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 82号議案 草加市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 83号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 84号議案 草加市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について
- 第 85号議案 草加市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 第 86号議案 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 87号議案 草加市上下水道事業運営審議会条例の制定について
- 第 88号議案 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- 第 89号議案 指定管理者の指定について
- 第 90号議案 指定管理者の指定について
- 第 91号議案 指定管理者の指定について
- 第 92号議案 指定管理者の指定について
- 第 93号議案 指定管理者の指定について
- 第 94号議案 指定管理者の指定について
- 第 95号議案 指定管理者の指定について
- 第 96号議案 指定管理者の指定について
- 第 97号議案 指定管理者の指定について

- 第 98号議案 指定管理者の指定について  
第 99号議案 指定管理者の指定について  
第100号議案 指定管理者の指定について  
第101号議案 埼玉県都市競艇組合規約の変更について  
第102号議案 市道路線の廃止について  
第103号議案 市道路線の認定について

**【報告】**

- 第 28号報告 専決処分の報告について

**【請願】**

- 請願第 4号 ソフトボールグラウンドの整備計画の策定を求める請願  
請願第 5号 松原団地D地区グラウンドの存続をもとめる請願書

# 議案

## 第71号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額 73,124,625千円

歳入・歳出補正予算額 706,727千円

補正後の歳入・歳出予算額 73,831,352千円

### 補正予算の主な内容

歳入 丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
13 国庫支出金	724,106	障害児介護給付費・訓練等給付費負担金	2,129
		子どものための教育・保育給付費負担金	15,894
		障害児通所支援給付費負担金(子育て支援課)	36,721
		臨時福祉給付金給付事業費補助金	570,000
		臨時福祉給付金等給付事務費補助金	82,754
		障害者地域生活支援事業費補助金(障がい福祉課)	11,953
		障害児地域生活支援事業費補助金(子育て支援課)	2,346
		子ども・子育て支援交付金(子ども育成課)	2,309
14 県支出金	36,828	障害児介護給付費・訓練等給付費負担金	1,064
		子どものための教育・保育給付費負担金	7,946
		障害児通所支援給付費負担金(子育て支援課)	18,360
		障害者地域生活支援事業費補助金(障がい福祉課)	5,976
		障害児地域生活支援事業費補助金(子育て支援課)	1,173
		放課後児童健全育成事業費補助金	2,309
16 寄附金	21,435	ふるさと納税基金寄附金	21,435
17 繰入金	75,642	財政調整基金繰入金	75,642
合 計	706,727		

## 歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	2,324	・人件費[職員課]		732
		・議会事務事業[議会事務局]		1,592
2 総務費	28,626	・人件費[職員課]		57,061
		・財務運営事業[財政課]		21,435
		・学校体育施設・地域グラウンド開放事業[スポーツ振興課]		7,000
3 民生費	889,739	・人件費[職員課]		20,799
		・自立地域生活支援事業[障がい福祉課]		23,906
		・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業[福祉課]		652,754
		・障害児家庭支援事業[子育て支援課]		82,394
		・民間保育推進事業[保育課]		136,522
		・放課後児童健全育成事業[子ども育成課]		14,962
4 衛生費	111,908	・人件費[職員課]		15,795
		・廃棄物処理事業[廃棄物資源課]		92,079
		・し尿処理事業[廃棄物資源課]		4,034
5 労働費	7,593	・人件費[職員課]		7,593
6 農林水産業費	6,200	・人件費[職員課]		6,200
7 商工費	3,606	・人件費[職員課]		12,180
		・企業支援・育成事業[産業振興課]		8,574

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
8 土木費	56,092	・人件費[職員課]		27,368
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		20,285
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		10,273
		・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		1,834
10 教育費	28,689	・人件費[職員課]		28,689
合 計	706,727			

・繰越明許費の設定(1事業)

年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業

繰越額 652,754千円

・債務負担行為の補正(15事業)

	事 項 ( 期 間 )	限度額
追加(新規設定分)	コミュニティセンター管理事業(平成28年度～平成33年度)	639,505千円
追加(新規設定分)	体育施設等管理運営事業(平成28年度～平成33年度)	1,735,437千円
追加(新規設定分)	アコスホール維持・管理事業(平成28年度～平成33年度)	347,890千円
追加(新規設定分)	文化会館維持管理・芸術文化振興事業(平成28年度～平成33年度)	1,037,776千円
追加(新規設定分)	地域福祉活動推進事業(社会福祉活動センター)(平成28年度～平成33年度)	17,648千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(養護老人ホーム松楽苑) (平成28年度～平成33年度)	336,412千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(総合福祉センターであいの森) (平成28年度～平成33年度)	908,029千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(在宅福祉センターきくの里) (平成28年度～平成33年度)	331,123千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害福祉サービス事業所つばさの森) (平成28年度～平成33年度)	95,281千円
追加(新規設定分)	保育ステーション事業(平成28年度～平成33年度)	117,706千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(西町・氷川児童クラブ) (平成28年度～平成33年度)	231,703千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(松原・花栗南・谷塚児童クラブ)(平成28年度分) (平成28年度～平成29年度)	2,084千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(第2児童クラブ) (平成28年度～平成29年度)	60,558千円
追加(新規設定分)	道路舗装改良事業(平成28年度～平成29年度)	149,364千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(平成28年度～平成29年度)	179,496千円

**第72号議案** 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 7,278,919千円  
 歳入・歳出補正予算額 1,834千円  
 補正後の歳入・歳出予算額 7,280,753千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	1,834	一般会計繰入金 1,834
合計	1,834	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	1,834	人件費 [職員課] 1,834
合計	1,834	

**第73号議案** 平成28年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 250,332千円  
 歳入・歳出補正予算額 -10,273千円  
 補正後の歳入・歳出予算額 240,059千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 繰入金	10,273	一般会計繰入金 10,273
合計	10,273	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	10,273	人件費 [職員課] 10,273
合計	10,273	

**第74号議案** 平成28年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

・債務負担行為 新規設定分

事項(期間)	限度額
アコス地下駐車場事業(平成28年度~平成33年度)	671,827千円

**第75号議案** 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正  
 予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額	528,617千円
歳入・歳出補正予算額	-20,285千円
補正後の歳入・歳出予算額	508,332千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
4 繰入金	20,285	・一般会計繰入金	20,285
合計	20,285		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 総務費	20,285	・人件費 [職員課]	20,285
合計	20,285		

**第76号議案** 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額	30,806,406千円
歳入・歳出補正予算額	0千円
補正後の歳入・歳出予算額	30,806,406千円

補正予算の主な内容

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	0	・保険給付事業(一般療養の給付)		267,422
		・保険給付事業(一般高額療養費)		267,422
合計	0			

**第77号議案** 平成28年度草加市水道事業会計補正予算(第1号)

・債務負担行為	新規設定分	(千円)
事項(期間)		限度額
施設改良事業	(平成28年度～平成29年度)	309,600

**第78号議案** 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

一般職の職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、病院事業管理者の給与及び家庭児童相談員の報酬額の見直しを行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 期末手当の支給率の改正

ア 平成28年12月期期末手当（公布の日施行 平成28年12月1日適用）

100分の217.5          100分の227.5

イ 平成29年以降（平成29年4月1日施行）

(ア) 6月期期末手当      100分の202.5          100分の207.5

(イ) 12月期期末手当    100分の227.5          100分の222.5

(2) 病院事業管理者の給与の見直し（平成29年2月1日施行）

病院事業管理者に支給する給与のうち、病院長としての管理職手当を廃止し、新たに病院事業管理者が医師又は歯科医師の場合に支給する給料の調整額を追加します。

ア 病院事業管理者が病院長を兼ねる場合 給料月額40%

イ 病院事業管理者が病院長を兼ねない場合 給料月額30%

(3) 家庭児童相談員の報酬額の見直し（平成29年4月1日施行）

月額109,600円      日額11,700円

**第79号議案** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成28年度の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を引き上げるとともに、扶養手当の支給額の改定及び介護休暇の拡充を行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 給料表の改定（公布の日施行 平成28年4月1日適用）

ア 行政職給料表 一般会計実質改定率（平均0.3%）

改定額（平均865円）

イ 医療職給料表（1）は在籍職員不在のため表上改定率（平均0.1%）

改定額（平均612円）



- ウ 医療職給料表(2) 一般会計実質改定率 (平均0.4%)  
改定額 (平均950円)
- エ 医療職給料表(3) は在籍職員不在のため表上改定率 (平均0.2%)  
改定額 (平均676円)
- オ 特定任期付職員給料表 一般会計実質改定率及び改定額 0  
当該改定の影響を受ける職員が不在のため

(2) 期末・勤勉手当支給率の改正

ア 平成28年12月期期末・勤勉手当(平成28年12月1日適用)

(ア) 再任用以外の職員

勤勉手当 100分の80      100分の90

(イ) 再任用職員

勤勉手当 100分の37.5      100分の42.5

(ウ) 特定任期付職員

期末手当 100分の157.5      100分の167.5

イ 平成29年以降(平成29年4月1日施行)

(ア) 再任用以外の職員

6月期勤勉手当 100分の80      100分の85

12月期勤勉手当 100分の90      100分の85

(イ) 再任用職員

6月期勤勉手当 100分の37.5      100分の40

12月期勤勉手当 100分の42.5      100分の40

(ウ) 特定任期付職員

6月期期末手当 100分の157.5      100分の162.5

12月期期末手当 100分の167.5      100分の162.5

(3) 扶養手当額の改定

ア 平成29・30年度(平成29年4月1日施行)

(ア) 配偶者 13,500円      10,500円

(イ) 子 6,500円      8,000円

イ 平成31年度以降(平成31年4月1日施行)

(ア) 配偶者 10,500円      6,500円

(イ) 子 8,000円      10,000円

(4) 介護休暇の拡充(平成29年1月1日施行)

介護休暇の分割取得をできるようにするとともに、介護時間を新設するものです。

**第80号議案** 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、医療費控除の特例の創設、軽自動車税のグリーン化特例に係る適用期限の延長、太陽光発電設備等に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合の設定等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 医療費控除の特例の創設

医療費医薬品からスイッチO T C 医薬品 への代替を進めることを目的に、検診、予防接種等健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っている個人が、スイッチO T C 薬を購入した費用として年間12,000円を超えて支払った場合、その超えた額（年間購入費用100,000円を上限）を控除するものです。

なお、当該特例と医療費控除の適用を合わせて受けることはできません。

スイッチO T C 医薬品

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品をいいます。

（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除きます。）

(2) 軽自動車税に係るグリーン化特例の適用期限の延長

軽自動車税のグリーン化特例（排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対する軽自動車税の軽減）の適用期限を「平成28年度」から「平成29年度」に延長するものです。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）に係る固定資産税の課税標準の特例割合の設定等

固定価格買取制度における経済産業大臣の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備については認定設備以外の自家消費型に限定）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税を地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により、その設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の特例割合を次のように定めるとともに、その適用期限を平成30年3月31日取得分まで延長するものです。

ア 太陽光発電設備 2/3（2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲）

イ 風力発電設備 2/3（2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲）

ウ 水力発電設備 1/2（1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲）

エ 地熱発電設備 1/2 (1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲)

オ バイオマス発電設備 1/2 (1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲)

( )内は地方税法で定める特例割合の範囲

(4) その他

市民税の延滞金に係る計算期間の見直し及び個人市民税の減免申請書、省エネ改修住宅の固定資産税の減額措置に係る適用申告書への記載事項等条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号の期日から施行します。

- (1) 市民税の延滞金の計算期間の見直し及び条文の所要の整備の一部 平成29年1月1日
- (2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の延長 平成29年4月1日
- (3) 医療費控除の特例の創設 平成30年1月1日

**第 8 1 号議案** 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

国民健康保険税の負担の公平化を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、介護給付金課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定を行うとともに、条文の所要の改正を行うものです。

2 内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し

国民健康保険税の賦課限度額について、次のように見直しを行うものです。

【現行】

賦課区分	賦課限度額
医療給付費分	510,000円
後期高齢者支援金分	140,000円
介護納付金分	120,000円
合計	770,000円



【改正後】

賦課区分	賦課限度額
医療給付費分	<u>520,000円</u>
後期高齢者支援金分	<u>170,000円</u>
介護納付金分	<u>160,000円</u>
合計	<u>850,000円</u>

(2) その他

その他条文の所要の改正を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日から施行します。ただし、国民健康保険税の賦課限度額の見直しについては平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の国民健康保険税の賦課限度額については、平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

**第 8 2 号議案** 草加市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「施行令」といいます。)の一部改正に鑑み、障害支援区分判定審査会委員の任期の見直しを行うものです。

2 内容

施行令の一部改正に伴い、障害支援区分判定審査会の委員の任期が「2年」から、「2年を超え3年以下の期間で市町村が条例により定めることができる期間」となり、また、専門的な知識の蓄積が必要となる当該委員の特性を鑑み、当該委員の任期を「3年」とするものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の改正前に行われた障害支援区分判定審査会委員の任命に係る当該委員の任期については、従前の例によるものとします。

**第 8 3 号議案** 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法施行令(以下「施行令」といいます。)の一部改正に鑑み、介護認定審査会委員の任期の見直しを行うものです。

2 内容

施行令の一部改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期が「2年」から、「2年を超え3年以下の期間で市町村が条例により定めることができる期間」となり、また、専門的な知識の蓄積が必要となる当該委員の特性を鑑み、当該委員の任期を「3年」とするものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の改正前に行われた介護認定審査会委員の任命に係る当該委員の任期については、従前の例によるものとします。

## 第84号議案 草加市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について

### 1 目的

歯科疾患の予防等による口腔の健康保持の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生涯にわたる全身の健康の保持及び増進に寄与するものです。

### 2 内容

#### (1) 基本理念

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとし、

ア 市民が、生涯にわたって歯科口腔保健に関する取組を日常的に自ら積極的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進します。

イ 市民が、生涯にわたって地域において良質かつ適切な歯科口腔に係る検診及び医療を受けることができる環境の整備を推進します。

ウ 保健、医療、社会福祉等の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進します。

#### (2) 市、歯科医療等業務従事者等及び市民の責務

##### ア 市の責務

市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定、実施するものとし、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科医療等業務従事者や保健、医療、社会福祉等の関連分野に関する業務に従事する保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとし、

また、事業者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言等の必要な支援に努めます。

##### イ 歯科医療等業務従事者等の責務

歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとし、事業者は、雇用する従業員の歯科口腔に係る検診及び保健指導の機会の確保等に係る取組の推進に努めるものとします。

また、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等及び事業者は、歯科口腔保健の推進に当たっては、互いに緊密な連携及び協力を図るよう努めるものとし、

## ウ 市民の責務

市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科口腔に係る検診を受け、必要に応じて保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとしてします。

### (3) 施策の実施

市は、次の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとしてします。

ア 乳幼児期・学齢期における虫歯予防、成人期における定期歯科検診及び歯周疾患予防に関する対策

イ 妊娠期から子育て期における母子の虫歯予防に関する対策

ウ 高年期における口腔機能の維持及び向上に関する施策

エ 障がいのある者、介護が必要な者等が適切な歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策

オ 歯科口腔保健に関する分かりやすい普及啓発

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## **第85号議案** 草加市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

### 1 目的及び内容

社会情勢及び交通事故に対する他の補償制度の普及に鑑み、交通災害共済制度を廃止するものです。

### 2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、同日前に発生した交通事故により災害を受けたときの交通災害共済見舞金の請求、支給及び返還については従前のとおりとします。

**第86号議案** 草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、新田駅東口地区地区計画区域の一部において地区整備計画を定めた区域を適用区域とし、建築物の用途等に関する制限を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 適用区域

新田駅東口地区地区計画区域のうち地区整備計画が定められた駅前地区及び一般地区A・B（下図参照）

(2) 地区整備計画区域内における制限

地区整備計画区域内の建築物は、次の制限を受けます。

ア 用途の制限 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの及び倉庫業を営む倉庫は建築できません。（一般地区Aのみ）

イ 敷地面積の最低限度 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地を除き、100平方メートル以上とします。（駅前地区、一般地区A・B）

3 施行期日

公布の日から施行します。





**第 8 7 号議案** 草加市上下水道事業運営審議会条例の制定について

1 目的

水道事業及び下水道事業の運営等に関し必要な事項について、効果的かつ効率的な審議を図るため、草加市上下水道事業運営審議会を設置するものです。

2 内容

(1) 組織

審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

ア 知識経験者

イ 市民の代表者

(2) 委員の任期

委員の任期は 2 年とします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 草加市水道事業運営審議会条例の廃止

草加市水道事業運営審議会条例は廃止します。

(3) 草加市下水道条例の一部改正

草加市下水道条例の規定中「下水道事業運営審議会」に関する規定を削ります。

**第 8 8 号議案** 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

1 目的

平成 28 年 9 月 29 日付け草加市住居表示整備審議会の答申に鑑み、手代町地区について、住民の日常生活の利便等を図るため、住居表示を実施するものです。

2 内容

(1) 区域

手代町全域

(2) 住居表示の方法

街区方式

第 8 9 号議案 ~ 第 1 0 0 号議案

指定管理者の指定について

議案番号	管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間	
89	原町コミュニティセンター 稲荷コミュニティセンター 氷川コミュニティセンター 柳島コミュニティセンター 八幡コミュニティセンター 高砂コミュニティセンター 草加南ミニコミュニティセンター 草加北ミニコミュニティセンター 松原ミニコミュニティセンター 新田ミニコミュニティセンター 谷塚ミニコミュニティセンター 谷塚南ミニコミュニティセンター	草加市中央一丁目2番5号 一般社団法人草加市コミュニティ協議会 会長 佐々木 勲	平成29年4月1日 から 平成34年3月31日 (5年間)	
	瀬崎コミュニティセンター	草加市瀬崎六丁目6番22号 谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議 会長 浅古 八郎		
90	アコスホール	草加市高砂二丁目7番1号 アコス株式会社 代表取締役 中村 卓		
91	草加市文化会館	草加市松江一丁目1番5号 公益財団法人草加市文化協会 理事長 長谷部 健一		
92	スポーツ健康都市記念体育館 市民体育館 総合運動場 吉町グラウンド そうか公園テニスコート そうか公園多目的運動広場 そうか公園キャンプ場 工業団地公園野球場 市民温水プール	草加市瀬崎六丁目31番1号草加市スポーツ健康都市記念体育館内 公益財団法人草加市体育協会 会長 松本 厚		
	93	社会福祉活動センター		草加市手代町1009番地1 公益社団法人草加市シルバー人材センター 理事長 本多 隆良
	94	総合福祉センターであいの森		草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加式番館1階 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明
	95	西町児童クラブ 氷川児童クラブ		草加市氷川町2151番地11赤羽ビル1階 特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ 代表理事 小池 奈津夫
		96		保育ステーション
	97	養護老人ホーム松楽苑		草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加式番館1階 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明

議案番号	管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
98	在宅福祉センターきくの里	草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加式番館1階 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明	平成29年4月1日 から 平成34年3月31日 (5年間)
99	障害福祉サービス事業所つばさの森	草加市栄町二丁目1番32号ストーク草加式番館1階 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明	
100	シティパーキングアコス	草加市高砂二丁目7番1号 アコス株式会社 代表取締役 中村 卓	

### 第101号議案 埼玉県都市競艇組合理約の変更について

#### 1 目的

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定を一部適用することに伴い、埼玉県都市競艇組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 2 内容

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定のうち財務規定等を新たに適用するものです。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

### 第102号議案 市道路線の廃止について

次のとおり市道を廃止するものです。(合計 16路線・1,060.17m)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般交通の用に供しない | 市道10234号線ほか3路線 |
| (2) 路線短縮        | 市道11066号線ほか2路線 |
| (3) 寄附による路線延長   | 市道11173号線ほか4路線 |
| (4) 路線延長        | 市道20050号線ほか2路線 |
| (5) 路線統合        | 市道21079号線      |

**第103号議案** 市道路線の認定について

次のとおり市道を認定するものです。(合計 44路線・2,952.80m)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 路線短縮      | 市道11066号線ほか2路線  |
| (2) 寄附による路線延長 | 市道11173号線ほか4路線  |
| (3) 寄附等       | 市道11626号線ほか31路線 |
| (4) 路線付け替え    | 市道11634号線       |
| (5) 路線延長      | 市道20050号線ほか2路線  |

**報 告**

**第28号報告** 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年9月29日午前8時46分頃、廃棄物資源課の職員が草加市青柳五丁目13番6号地先において塵芥車で粗大ごみの自転車を破砕していた際、飛散した自転車の金属片が塵芥車の後方で停車していた軽自動車に当たり、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

28,944円

3 専決処分日

平成28年11月1日